

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	木流 (五個荘木流町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域の木流町在住地主の圃場について、全てを農業組合法人「〇〇〇〇」で管理、運営している。圃場の集約また機械の共同利用は確立しているが、構成員8名の内6名が60歳以上となり、後継者の育成が課題となっている。
・施設の管理体制は、ほぼ農業者で行い一部町民の総出作業をお願いしている。
・町内地主以外の圃場では、法人での管理も増えてはいるが将来の展望は厳しいと感じる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・少人数での運営が必須と思われるため、6割は水稻が中心となる予定。あとの4割については、高収益な作物を導入して少人数での運営の中、農業を基盤とした生活が成り立つように進めていきたい。
・水稻について、現在「環境こだわり米」を100%導入している。圃場の20%で野菜の栽培を常時行っている。今後果樹の栽培に取り組んでいきたい。
・後継者受け入れのためには「生活を維持できる農業」を整備する必要がある以上のことを早急に進めたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	19.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	19.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農用地の全てを農業法人で管理しているので現状維持で進めたい。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
農用地の全てを農業法人で管理しているので現状維持で進めたい。
(3) 基盤整備事業への取組方針
補助制度を活用し大区画化にも取り組みたい。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業は、高収益作物推進組合への委託を進める。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑤高収益な運営を確立し、後継者を確保したい。				